

## 北海道立図書館公衆無線LAN利用運用要領

平成 27 年 3 月 10 日 館長決定

令和元年 10 月 11 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道立図書館利用規則（昭和 53 年 3 月 31 日教育委員会規則第 5 条）第 10 条の規程に基づき、北海道立図書館（以下、「図書館」という。）内指定場所に設置する無線LANの利用運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 情報提供サービスの一環として、図書館資料の利用支援やインターネット上の情報を活用しての利用者個人の調査研究等の用に供することを目的とする。

(利用者)

第 3 条 本要領に同意した来館者に限り利用することができる。

(利用者の負担)

第 4 条 利用者は、無線LAN利用に当たり必要な端末装置及びソフトウェアを準備及び設定するものとする。端末装置の種類又はソフトウェア等によって、当無線LANを利用できない場合があっても、図書館は一切責任を負わないものとする。

2 無線LANの利用料金は無料とする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用時間)

第 5 条 図書館の開館時間内とする。

(利用の手続)

第 6 条 利用希望者は、本要領に同意の上、利用するものとする。

(ID及びパスワード)

第 7 条 図書館は、ID及びパスワードを館内に掲示するものとする。

2 図書館で発行するパスワードは不定期に変更することができる。

3 利用者は、取得したID及びパスワードの管理責任を負うものとする。

(禁止事項)

第 8 条 利用者は、無線LAN利用にあたり法令に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為

(2) 第三者の財産又はプライバシーを侵害する行為

(3) 前二号に掲げるもののほか、第三者若しくは図書館に不利益又は損害を与える行為

(4) 第三者を誹謗中傷する行為

(5) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められる行為

(6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、又は提供する行為

(7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為

(8) 前各号に掲げるもののほか、無線LANの運用管理に支障があると認められる行為

- 2 利用者が前項各号に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、図書館は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができるものとする。
- 3 前二項によって、利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

(運用の停止)

第9条 図書館は、次の各号に該当する場合は、利用者に周知することなく、無線LANの運用を停止できるものとする。そのことにより利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 当無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、運用が困難となった場合
- (3) 当無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、図書館が当無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第10条 無線LAN利用に当たり、利用者又は第三者等に次の各号による損害等が生じた場合においても、図書館は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 当無線LANのサービスの内容及び利用者が当無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。
- (2) 当無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止
- (3) 当無線LANを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失
- (4) 利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等によるデータの破損、漏洩等
- (5) 利用者が当無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等

(利用の記録等)

第11条 図書館は、当無線LANの適切な利用を図るため、利用者のサイト等へのアクセス履歴等を記録、又は特定のウェブサイトへの接続を制限することができるものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月11日から施行する。